

特別養護老人ホーム友愛苑 運営規程

(ユニット型短期入所生活介護・ユニット型介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人神戸老人ホームが開設する特別養護老人ホーム友愛苑指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という)がユニット型(介護予防)短期入所生活介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員等の従事者(以下「従業者」という)が要介護状態にある高齢者に対し、適正な(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する事を目的とします。

(運営の方針)

第2条 利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又は身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護を提供するものとします。

2 ユニット型(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始に際しては、居宅生活の継続という観点にたち、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用者及びその家族の同意を得ることとします。

3 ユニット型(介護予防)短期入所生活介護事業所の従業者は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、意欲向上の働きかけ及び自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。また、利用者が出来ることは、利用者自らが行うことを基本としたサービスの提供に努めます。

4 事業の実施にあたっては、保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を測り、ユニット型短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健・医療又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めます。介護予防事業においては、指定介護予防支援事業所との連携を密にし、サービスを提供します。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- | | | |
|---|-----|---------------------|
| 一 | 名称 | 特別養護老人ホーム友愛苑 |
| 二 | 所在地 | 神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目14番17号 |

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

- | | | | |
|---|-----------|--------------|--|
| 一 | 管理者 | 1名(常勤) | 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。 |
| 二 | 生活相談員 | 2名以上(常勤) | 入所者及びその家族の日常生活上の相談及び生活支援に当たります。 |
| 三 | 介護支援専門員 | 1名以上(常勤) | 入所者が安心してゆとりのある生活がおくれるよう施設サービス計画を作成します。 |
| 四 | 医師 | 必要数(嘱託) | 入所者の健康管理を行います。 |
| 五 | 看護職員 | 4名以上(内1名は常勤) | 入所者の健康管理や療養上の世話に当たります。 |
| 六 | 機能回復訓練指導員 | 1名以上(常勤) | 入所者の機能回復に関する計画立案実施。及び他職種への助言指導を行います。 |
| 七 | 介護職員 | 45名以上(常勤換算) | 入所者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。 |
| 八 | 管理栄養士 | 1名以上(常勤) | 入所者の食事の献立を立てること及び栄養管理に当たります。 |
| 九 | 事務職員 | 2名以上(常勤) | 必要な事務を行います。 |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとします。

- | | | |
|---|------|------|
| 一 | 営業日 | 年中無休 |
| 二 | 営業時間 | 24時間 |

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

(利用者の定員)

第6条 併設ユニットの入所定員は10名及び特別養護老人ホーム(100名)の空床とします。

(ユニットの数及びユニットごとの定員)

第7条 併設型1ユニット及び空床利用型10ユニット(1ユニットあたり10名)

(ユニット型(介護予防)短期入所生活介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 利用者の要介護状況の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を適切に行います。

2 ユニット型(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。当該ユニット型(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者から利用料の一部として基準費用額から事業所に支払われるユニット型(介護予防)短期入所生活介護費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか次に掲げる費用の支払いを受けることができます。

(別に定める重要事項説明書に記載されているサービス利用料金参照)

- | | |
|---|-----------------|
| ① 送迎に要する費用
(通常の送迎実施地域において、介護者の事業から送迎が必要な場合等) | 別に定める重要事項説明書に記載 |
| ② 食費 | 別に定める重要事項説明書に記載 |
| ③ 居室料金 | 別に定める重要事項説明書に記載 |
| ④ 入所者が選定する特別な食事費 | 要した費用の実費 |
| ⑤ 入所者が選定する特別な居室料金 | 別に定める重要事項説明書に記載 |
| ⑥ 複写物の交付費 | コピー1枚10円 |
| ⑦ 個人情報に係わる開示手数料 | 別に定める重要事項説明書に記載 |
| ⑧ 理髪・美容代 | 理美容に要した実費 |
| ⑨ その他ユニット型短期入所生活介護の提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意をいただきます。 | 要した費用の実費 |

(通常の送迎実施地域)

第9条 通常の送迎実施地域は、東灘区、灘区とするが、利用者の都合により、この限りではありません。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者はユニット型(介護予防)短期入所生活介護のサービスを受ける際に次の事項について留意するものとします。

- 一 面接について
利用者の身体、精神状況及び住宅状況を把握するために、(介護予防)短期入所生活介護を受けるにあたって、面接に伺う事を基本とします。
- 二 入浴について
基本的に、週2回以上の入浴サービスを実施しますが、必要な時は医師の意見書の提出を依頼する場合があります。
- 三 利用室について
全室個室

(緊急時等における対応方法)

第11条 従事者は、ユニット型(介護予防)短期入所生活介護の提供をおこなっているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う措置を講じるとともに管理者へ報告する義務を負います。

(非常時災害対策)

第12条 事業所は、非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震に対処する計画を作成し、防火管理者又は火災、消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

- 一 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の際の恐れのある箇所の定期点検。
- 二 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- 三 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定めます。

(虐待防止に向けた体制等)

第13条 事業所は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとします。

- 一 虐待防止検討委員会を設け、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。な

お、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施します。

- 二 虐待防止のための指針を整備します。
- 三 職員は、定期的に虐待発生の防止に向けた研修を受講します。
- 四 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(身体拘束防止に向けた体制等)

第14条 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針（マニュアル）を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催します。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。

(感染症対策)

第15条 事業所は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ります。
- 二 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 三 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- 四 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
- 五 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定します。

(ハラスメント対策)

第16条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 事業所は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- 二 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び介護員その他の職員に対する研修を定期的に（年2回以上）行います。
- 四 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(記録の整備)

第18条 事業所は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業所は、入所者に対する処遇の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

(苦情処理)

第19条 事業所は、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口・第三者委員を設置するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、提供する処遇に関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備します。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回
- 2 事業所は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。
- 3 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持します。
- 4 従業者であったものに、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後に

においても、これら秘密を守るべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人神戸老人ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、	平成18年	4月	1日から施行する。
この規程は、	平成22年	11月	8日から施行する。
この規程は、	平成23年	4月	1日から施行する。
この規程は、	平成23年	8月	1日から施行する。
この規程は、	平成26年	4月	1日から施行する。
この規程は、	平成30年	4月	1日から施行する。
この規程は、	平成31年	4月	1日から施行する。
この規程は、	令和2年	4月	12日から施行する。
この規程は、	令和3年	8月	1日から施行する。
この規程は、	令和4年	4月	1日から施行する。